

機関リポジトリ対応規程

(目的)

第1条 日本スポーツ社会学会(以下「本会」という)は、機関リポジトリに、学会研究誌「スポーツ社会学研究」(以下「スポーツ社会学研究」という)に掲載された論文の登録を求める機関に対して、対応規定を設ける。なお、原則として論文以外の転載は許可しない。

(基本姿勢)

第2条 本会では、以下を条件に、「スポーツ社会学研究」に掲載された論文の機関リポジトリへの公開を認める。

- (1) 早期公開を除き、電子ジャーナルに掲載されていること
- (2) 著者からの転載許諾を得て、本学会に開示すること
- (3) 公開にあたっては電子ジャーナルの DOI にリンクを貼るかたちで行い、出典を明示すること
- (4) 著作権は本会に属すること
- (5) 公開後、再掲された論文の URI もしくは URL を本会事務局宛に告知すること

(機関の申請手続き)

第3条 機関リポジトリへの掲載を求める機関は以下の申請手続きをとるものとする。

- (1) 本学会誌の論文を機関リポジトリに登録しようとする機関は、指定の申請書類(本学会 HP にて公開)を本学会事務局に提出し、許可を得るものとする。
- (2) 許可の審査は電子ジャーナル委員会で行う。
- (3) 許可した機関には「公開許可証」を発行する。

(規程の改廃等)

第4条 その他、本規程に定められていない事項に関しては、理事会において審議し、総会の議を経て決定する。

附則

この規程は 2010 年 3 月 28 日から施行する。

2010 年 3 月 28 日制定

2020 年 7 月 3 日改訂